

# 事務センターだより

January 2017  
毎月15日発行  
亀山市学校事務センター

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお祈りいたします！

新年を迎え出勤簿や休暇簿等も新しくなります。また1暦年を単位として年休等が新しく付与されます。

- ☆ 年次有給休暇(年休)・・・20日(年度途中で採用となった場合は在職期間に応じての日数となります)  
前年度中において全勤務日数の8割以上出勤した者に限り20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ☆ 家族看護の休暇(特休)・・・4日(中学校就学の始期に達するまでの子の場合にあっては4日、2人以上の場合にあっては8日を加えた日数)の範囲内の期間。
- ☆ 学校等行事の休暇(特休)・・・義務教育終了前の子1人につき1日の範囲内の期間。  
※暦年で付与される特休はこれらの他もあります。申請前に事務職員にご相談ください。



## 改定差額支給と年末調整還付について

期末勤勉手当の改定差額が年末(12/27)に支給されました。

また同日には年末調整によりその年の所得税等の正しい税額が計算され還付金も支給されました。

しかし源泉徴収された所得税額等では納付額が不足し税金が引かれる場合もあります。

(年の途中で扶養親族数の減少等)

支給明細でご確認ください。

※収入がある扶養親族の方がみえる場合は1月末頃に源泉徴収票等で収入額を確認をさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

☆10月分旅費支払日は12/26

☆1/18(水)は「亀山市教育研究集会」です!

用務内容は共通用務内容に登録されています。

用務先も「関小学校」を選択すると便利です。  
ぜひご利用ください!

## 授業や学校行事等にむけての準備物等は、お早めに・・・

3学期を迎え、学校も1年間のまとめの時期に入ってきました。授業等はもちろんのこと3学期には卒業生を送る会や卒業式等大きな行事が行われます。

必要な消耗品等の購入については早めに担当者と相談の上、事務職員まで連絡して下さい。

## 特殊勤務実績簿について

1月分は1月30日(月)締切

その後すぐにシステムに入力し2月の給与で支給をします。

## インフルエンザ等について

インフルエンザ等予防接種をされた場合は共済組合に申請すると補助が出来ます。

ただし2月までの受診に限ります。請求書に詳しい説明が記載されていますので、ご覧ください。

## ～互助会より～ 「子育て・介護・健康づくり支援事業」 3/15締め切り

☆ Web申請か郵送のどちらでも可能です。

- ①子育て・介護の両分野において各1回補助金申請が可能です。
- ②その他にも様々なサービスを受ける事ができます。  
「利用の手引き」または互助会ホームページをご覧ください。

